

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 特定行為研修管理委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第41条の規定に基づき、特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) この法人が運営する特定行為研修（術中麻酔管理パッケージ）の研修計画と研修の実施
- (2) 特定行為研修の研修実施体制の構築や整備
- (3) 特定行為研修の履修状況の確認、研修実施及びその管理体制の監査
- (4) 特定行為研修修了審査
- (5) 前各号に関して理事会へ報告すること
- (6) 前各号に関連する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、理事及び学識経験者または正会員のうちから、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- 2 委員は、概ね8人とするが、定員は定めない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、出席した委員全員が記名押印するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

- 2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他

に漏らしてはならない。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年3月27日から施行する。